

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

平成26年12月10日

野村 一也 様

神奈川県公安委員会



平成26年11月28日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	1. 2013年1月1日より同年12月31日の期間において、神奈川県公安委員会の委員が会議を行った日にちと時間帯、会議の名称または目的を示す書類。2. 同期間において、各公安委員に支払われた報酬を示す書類。3. 同期間において、1以外に公安委員が会議以外の目的で神奈川県警察本部庁舎に出勤した日にちと時間帯、名称または目的を示す書類。
決定期間を延長する理由	本件公開請求に係る行政文書については、文書の特定及び公開の諾否を判断するのに相当の日数を要することから、決定に係る期間を延長します。
決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限	平成27年1月26日
事務担当課室	総務部 総務課 公安委員会室 電話番号 045-211-1212 内線 1913